

平成19年度第3回木更津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

○開催日時：平成19年12月7日（金） 午前9時から午前10時10分まで

○開催場所：木更津市役所4階入札室

○出席者氏名

審査会委員：清水幸雄（会長）、白石哲也（副会長）、成瀬敏郎、山田次郎

木更津市：（事務局）総務部総務課 北原副課長、安田主査、高岡主査、内田主任主事

○議題等及び公開非公開の別

：諮問（情報部分開示決定に対する異議申立てについて）についての審査 非公開

○非公開の理由：木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第4条該当（情報部分開示決定に対する異議申立てに係る会議のため同条該当により非公開）

○会議の内容

会長 前回審査いたしました不服申立ての件につきまして、お手元に既に郵送させていただいたとおり原案を作らせていただきました。これを踏まえまして、ご意見を頂戴して、修正が必要なものがあれば修正訂正した上で、市長に対して答申をするというかたちをとらせていただきたいと思います。

事務局のほうから、これを読み上げていただけますか、それとも、概略を説明していただけますか。

時間も余りございませんので、概略を説明させていただきます。

事務局 はい。分かりました。では、概略について説明をさせていただきます。

まず、第1 審査会の結論 実施機関の決定は、相当である。

第2 異議申立ての経過になります。概略で説明させていただきます。

まず、こちらにつきましては、平成19年8月1日、木更津市長に対しまして、「H18.3.8 付総行公第22号、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについて通知 この事について、木更津市と木更津市職員組合との協議記録」の公開請求が行われました。

そちらにつきまして、同年8月15日、実施機関といたしましては、行政文書をこちらの素案の方にございます本件請求に対応する行政文書ということで特定をしたうえで、当該行政文書には木更津市職員組合の情報が入っておりますので、今回異議申立てになっております木更津市職員組合の方に意見照会を行っております。

同年8月30日に当該行政文書につきまして印影を開示しない旨の部分開示決定をし、請求者に通知をしております。2ページの（3）になります。実施機関は意見照会を行いましたので、開示決定の期間を8月30日まで延長をして、請求者に通知を行っております。

（4）8月22日、異議申立人、こちらは木更津市職員組合になりますが、次のとおり記載した「情報の開示に係る意見書」というものを提出しております。こちらにつきましては、開示されても支障を生じない情報、開示されると支障を生じる情報として意見をいただいております。開示により支障を生じる部分といたしましては、「事務折衝記録」「団体交渉記録」における「組合」の発言要旨部分。なお、この開示により支障を生じる理由といたしましては、「事務折衝」は団体交渉の「事前協議」であり、その場における双方の発言や主張について正式に記録する性格のものではなく「事務折衝」での双方の具体的な発言内容は原則的に非公開であると労使双方で認識していると、理解している。その理解を基に一方的に市当局で作成されるこのような文書が開示されることは、その作成過程において公平性に欠ける、したがって、組合にとって不利益となる、こういった理由によりまして、開示により支障を生じるということで意見書をあげていただいております。

続きまして、3ページ（5）になります。同年8月30日、実施機関は、この意見書を受けまして、内容をいろいろ審査した結果、請求者の方に異議申立人の申立理由は理由がないということで、部分開示決定を行っております。部分開示決定で、開示しない部分の概要といたしましては、木更津市職員組合執行委員長の印鑑の印影、木更津市役所職員組合現業評議会議長の印鑑の印影、木更津市役所職員組合書記長個人の印鑑の印影及び木更津市役所職員組合現業評議会事務局長個人の印鑑の印影ということで、他の意見のありました事務折衝記録につきましては、理由がないということで開示をする決定としております。

同日、実施機関は、この開示決定をしたことに伴いまして、実際、意見書の出された意見と異なる開示決定

でございますので、異議申立人に通知をしております。その通知につきましては、開示決定の理由といたしまして、「当該第三者（木更津市役所職員組合）に関する情報（「事務折衝記録」「団体交渉記録」における「組合」の発言要旨部分）が記録された情報の開示請求について、開示されると当該事業を営む事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報に該当する旨の具体的な主張がなく、当該情報に該当するものと判断できないため」、このようにして記載して通知をしております。開示を実施する日といたしまして、「平成19年9月13日」、ということで通知をしております。

次に（7）。同年9月12日、異議申立人は、実施機関が行った上記（5）の処分（これは請求者に対して行った部分開示決定になります。）これを不服として、行政不服審査法第6条の規定により、次のとおり異議申立てを行いました。まず、異議申立てに係わる処分といたしましては、「木更津市長が平成19年8月30日付けで異議申立人に対してした情報の開示決定」。異議申立ての趣旨といたしましては、「異議申立てに係わる処分を取り消すとの決定を求める。」、こういったものです。

（8）。同日（9月12日）、実施機関は、本件処分について職権で執行停止を行い、請求者に通知をしております。これにつきましては、実際に開示をされてしまいますと、異議申立てをした利益といえますか、仮に異議申立てが通っても、既に開示されてしまって、回復することのできない損害を与えるおそれがありますので、職権で執行停止を行っております。

続きまして、4ページの3 異議申立ての内容。（1）異議申立ての趣旨、本件異議申立ての趣旨は、条例に基づき、請求者が平成19年8月1日付けで行った『H18.3.8付総行公第22号、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについて通知 この事について、木更津市と木更津市職員組合との協議記録』の開示請求に対し、木更津市長が平成19年8月30日付けで行った部分開示決定について、当該情報中の「事務折衝記録」「団体交渉記録」における申立人の発言要旨部分についての開示決定の取り消しを求めるというものでございます。異議申立ての理由、本件につきましては、条例の定める異議申立書記載の「異議申立て理由」のほか、木更津市情報公開・個人情報保護審査会審議要領第3条に定めるところに従って、異議申立人に対し、口頭による意見又は説明を述べる機会を提供し、異議申立人の意見陳述を聴いてございます。異議申立書記載の異議申立ての理由、こちらにつきましては、異議申立人は、木更津市情報公開条例第7条第5号「実施機関が行う監査、検査、入札、交渉、争訟、試験、人事等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの」こちらに該当するというもので申立てを行っております。こちらにつきましては、その内容ではなく、その場における双方の発言や主張について正式に記録する性格のものではない「事務折衝」での双方の具体的な発言内容は原則的に非公開であると労使双方で認識していると、理解しているものであり、今回の決定によってそうした労使双方の信頼関係が損なわれる、こういったことを主な理由としてございます。

口頭による意見陳述の要旨、こちらも同様でして、木更津市情報公開条例第7条第5号に該当するということを主張しております。市当局が作成した文書は、その内容が問題ではなくて、作成過程における公平性に欠ける、それが組合に不利益になる、このように主張しております。

続きまして、意見陳述の際、審査会からの質問に対する回答、こちらにつきましては、読み上げさせていただきまして、6ページになります。

（質問）この事前記録が組合の承認でないということは別として、その内容を今回ご覧になっていらっしゃるんですね。内容的な意味では、いわゆる不正確であるとかおかしいという点はございますでしょうか。

（回答）もっと内容的にはあるだろうなということはあるかもしれませんが、それが職員課の判断で要約されているわけですね。内容には、今回触れないではいるんですけども、その前段階ですね、ルールについて組合としては言いたいと。

（質問）要するに、会合があって、事務折衝があって、両方がメモをとっていると。行政側はもちろんメモをとったでしょうし、組合側もメモをとった。それぞれのメモがあって、これをお互いに合議をしていないわけだから、どちらも公開しないということでもよろしゅうございますね。

（回答）はい。

（質問）それを行政側が一方的に公開するのはおかしいと。

(回答) ええ。

以上のような内容となっております。

続きまして、4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨。

(1) 実施機関の説明

本件部分開示決定にあたり、組合に意見照会をしたところ、組合の主張内容は、前記のとおり、こちらにつきましては一方的に出すことは不利益になるところといった主張でございます。「事務折衝記録」「団体交渉記録」における「組合」の発言要旨部分の情報のどの部分が開示されるとどのような支障があるのかといった具体的な主張がなく、不開示理由を認めることができないため、組合発言情報は、開示すべき情報であると判断したものである。

(2) 実施機関の補足説明

組合発言情報のうち、一部の情報と同様の内容が、2007.1.19 付けの組合の機関紙に記載されて、組合員に配布・周知されています。その情報は、職員の休息时间に関するものであり、既に組合の要求に沿った形で実施がなされているものである。

こういった主張をしております。

5 審査会の判断。審査の経過。平成19年9月20日、第1回審査会の諮問、この際に実施機関(職員課)より説明を受けております。平成19年10月16日、異議申立人より意見陳述の申し出がございました。平成19年10月19日、実施機関より補足説明の申し出がございました。平成19年10月26日、第2回審査会、実施機関より補足説明、異議申立人より意見陳述、その後、審査を行っております。

会長 ここで一旦切っていただけますか。

ここまでの事実関係の部分だろうと思います。ここまでの事実関係について何かご質問、ご異議等がございましたら。

会長 要するに異議申立ての理由というのは、行政側が一方的に作成した文書であると、もう一つは、その文書については原則的に非公開と労使双方で認識していると、そういう2つの項目があがってきて、それが条例7条5号、公にすることによって実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、この条項に該当するという不服申立てというように整理できるだろうと思います。

白石 日付についてはもちろん確認できてはいませんが、内容的にはよろしいかと。

会長 成瀬委員は前回ご欠席だったので、よろしゅうございますでしょうか。

成瀬 はい。

会長 それでは、続けて。

事務局 では、引き続きまして。審査会の判断。こちらからいたします。本審査会においては、部分開示決定とされた公文書(平成19年8月30日に市長が決定したもの)を資料として確認しながら、実施機関及び異議申立人の主張を検討した結果、次のように判断する。

① 本件情報について

こちらにつきましては、この争いのある「組合発言情報」は、実施機関の職員が作成したもので、決裁手続きを経て公文書として実施機関において管理されている、いわば情報公開条例の対象となる公文書である。

② 組合発言情報の条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」とされている、いわゆる法人情報でございます。

異議申立人は、平成19年8月15日付けで実施機関が異議申立人に対して行った条例第7条第2号該当性についての意見照会に対して、「今回掲載された発言内容の如何の問題ではなく、一方的に作成される労使協議文書は、その作成過程において公平性に欠けるため組合にとって不利益となる。」と回答し、同年9月12日付け情報開示決定異議申立書の異議申立ての理由で、「協定書」に定めのない市当局が一方的

に作成した労使協議文書であり、その文書が公開されることは、内容の如何ではなく、作成過程において公平性に欠けるものであり組合にとって不利益であり、労使の信頼関係が損なわれるものである。」と主張し、同年10月26日の意見陳述において、「今回開示決定された事務折衝や団体交渉の記録は「協定書」に定めのない市当局が一方的に作成した労使協議文書であり、その文書が公開されることは、内容の如何ではなく、作成過程において公平性に欠けるものであり組合にとって不利益であり、労使の信頼関係が損なわれるものである。」旨主張しているため、組合発言情報が条例第7条第2号に該当するかについて検討する。

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定している。

本市条例についての解釈ではないが、本市の条例と同様の規定に対する解釈として、『「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。』、これは最高裁平成13年11月27日の判例です。と解されるどころ、異議申立人は、「その文書が公開されることは、内容の如何ではなく、作成過程において公平性に欠けるものであり組合にとって不利益であり、労使の信頼関係が損なわれるものである。」旨主張するにとどまり、条例第7条第2号の要件である競争上の地位の不利益、事業運営上の地位の不利益、社会的信用を損なうことが客観的に明らかである、と認めることができないため、条例第7条第2号の規定により不開示とすることはできない。

また、異議申立人は、

会長 もう少し要約して。

事務局 その他にも異議申立人は、内容が不正確であることを主張しているわけでもなく、一方的に作成したことをもって不開示と主張しているにすぎません。そのようなことから、条例第7条第2号に該当することを認めることができない、とするものでございます。

会長 ありがとうございます。

この部分はですね、異議申立てそのものが7条2号ではなくて5号の方で言ってますので、要らないと言えれば要らないです。ただ、4ページから5ページのところで、実施機関側からのですね、法人情報に該当するのではないかという照会に対して、それは開示決定の理由とはならないという主張が出てきておりますので、それに対して説明をするという意味で付け加えてございます。

委員の方々のご判断ご意見をいただきたいところですけれども、余計なことは書かなくてもいいということであれば、この部分はなくても済むと。

白石 別に弁論主義が適用される関係じゃないでしょうかから全開してその趣旨も含む可能性があるということではよろしいんじゃないでしょうか。

会長 成瀬委員、山田委員はいかがでしょう。

成瀬、山田 けっこうです。

会長 ありがとうございます。では、その先を進めていただきますか。

事務局 組合発言情報の条例第7条第5号該当性について。

異議申立人は、平成19年9月12日付け情報開示決定異議申立書において、条例第7条第5号の条文を示したうえで、労使の信頼関係が損なわれることを異議申立理由として主張しております。

先ほど申し上げましたとおり、条例第7条第5号は、「公にすることにより、実施機関と関係者との信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われるおそれのあるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認め

られるもの」、それらを不開示事由とするものでございます。こちらの該当性について検討すると。

異議申立人は、異議申立ての理由の中で「労使双方が非公開であると認識していると理解しているものであり、今回の決定によってそうした労使双方の信頼関係が損なわれるものである。」と主張しております。こちらにつきましては、労使がそのような合意をしていたということについての立証がございません。少なくとも実施機関はそのような合意については否定していることから、労使双方が非公開とする旨の合意があったということは認めることはできない。さらに、当該合意につきまして異議申立人は審査会からの質問に対して、「双方がメモをとっている、でもそれを双方とも公開しないということですよ」、ということを知ったところ、「はい。そのとおり。」と答えております。そうしますと、当該情報につきまして、職員組合が一方的にいいますか、組合の機関紙におきましてこの情報を公開しているということとの整合がつきません。そのようなことから、そのような合意があるということは認めることはできない。

以上のとおり、木更津市と木更津市役所職員組合が本件組合発言情報をお互い公表しないという合意の存在を認めることができず、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると認めることはできない。

同じく10ページのイ、本件組合発言情報に係る職員の勤務条件については、既に交渉は終了し交渉した内容のとおり実施し、その根幹にわたる部分が既に公表されているのであって、一部公表されていない部分があったとしてもそれは市にとって不開示情報とすべき情報とは認められず、本件組合発言情報が条例第7条第5号の不開示情報に該当すると認めることはできない。

以上のとおり、本件組合発言情報は、条例第7条第5号の不開示情報に該当すると認めることはできず、組合発言情報を開示すべきものとした実施機関の判断は妥当である。

会長 ここまでがいわゆる本文の部分でございませぬ。何かご意見を頂戴できましたら。

会長 前回もご検討いただきましたとおり、信頼関係が損なわれるときもできる限りの具体的な主張立証が必要だ。そういたしますと、抽象的には、そういうことがあり得るのかもしれないけれども、少なくとも、異議申立人側からも、事務局側からも、実施機関側からも、信頼関係が損なわれるということについて具体的な主張はございません。さらに、それでは、公開しないのかということ、特約があったのかどうかということについても、事実認定の上ではそういう説明がございませんし、仮にあったとしても、当該情報の根幹部分について組合側も自ら情報を公表している、こういうふうには認められると。そこで、いずれの主張についても5号該当性はないという判断をさせていただいたということだろうと思います。

白石 ここは考えてみれば変な話で、本来、実施機関の側が信頼関係を損なうとかそういうことを主張してする理由がないと思うんですよ。ただどこが開示するという決定を出しちゃったら第三者が信頼関係を破壊するかどうかという議論でもって異議申立てができるのかどうかよくわからないところではあるんですが。

会長 ただ、不開示理由の、実施機関がという書き方をしておりますので。

白石 はい。わかりました。

会長 もし、それで先生のご意見とすれば、本来、この条項は、と付けるかということだと思うのですよ。

白石 と、思ったんですが。まあ、入れる必要はないと思います。そこまでは。

会長 私が承知している限りの情報公開のいわゆる教科書には、実施機関が信頼関係が損なわれまいと云うのに、相手方から信頼関係が損なわれるといった事例はみたことがございませんので。もし、その点、一種のリーディングケースみたいな。条文の趣旨という回答として付け加えらば、付け加えるところだろうと思います。

成瀬 これ合意があったらどうなんですか。

会長 そういう合意がそもそもできるかという問題からまず始まりまして、仮に合意があるとすると債権的な効力しかない。

成瀬 そうすると損害賠償請求。

会長 ええ。そういう余地は残るだろうと。ただ、情報公開請求の趣旨規定から考えれば、不開示理由でないものについて、そもそも合意することができるとは考えませんので。合意の効力が、繰り返しますけれども、債権的な効力にとどまるというふうには、第三者である請求者を拘束するものではないというふうに考えます。

成瀬 そうですね。この10ページのところに「合意があるところを認められるのではない」というように書い

であるので、間違っていようが合意してればいいのかなど。まあ、先生のおっしゃられたとおりでよろしいと思うのですが。

会長 ここに、そもそも論を入れますか。どこに入れましょう、そうだとすると。(ア)の3行目の、「信頼関係が損なわれるものである。」と主張するが」というところあたりに、「そもそも労使協定において当該交渉記録を公開しないという合意そのものが」というのでどうでしょうかね。

成瀬 「労使」というよりも「実施機関が作成した」

会長 「実施機関が作成した文書について」か。

成瀬 実施機関が相手方と公開しないという合意をして、それがそのいわゆる条例に基づく正当な請求があっても公開しないという合意はできないということでしょうかね。まあ、しても、条例には勝てないよと。合意したものがすべて7条5号に該当するわけではない。

白石 たまたま労働組合ですけど、他に企業などで何か折衝するに当たっては、最初から非公開だという合意をすれば、全部非公開になっちゃいますね。考え方からいくとね。

会長 文書を特定しない合意というのはできると思うのですよ、それはね。

会長 こんなのでいかがですか。「主張するが」というところにですね、「そもそも実施機関がその作成する文書について、条例上開示すべき文書について不開示とする合意は許されず、仮に合意をすとしても情報公開請求権者を拘束するということは許されない」と。よろしいですか。

白石 さすがです。

会長 よろしいですね。それが入るといふことで。

山田 そのこのところでさっきから引っかかっているんですけども、10ページの(ア)の4行目ですね。「少なくとも実施機関はそのような合意については否定していることから」ということなんですが、明確に否定したという記憶がないということが一つあるんですよ。それとですね。組合の質問を全部記憶していないんですけども、そういう合意があつてその公開は合意に反するという言い方というよりも、その協定書で文書を作った場合には双方が押印するという約束になっていると、それからそういった文書以外は作らないという約束をしていたんじゃないかと、それにもかかわらず作ってしまった。それを問題にしているんだろと思うんですよ。それ話をすると止まらないんですけどもね。公開しないという合意じゃなくて、文書を作らないという合意があつたのではないかという言い分ですよ。だとすると、その公開しないという合意があつたということについてそれは認定できないという、組合の方とすると自分の方はそう言っているんじゃないよと。結果的にはそういうことかもしれないんですけども、表立って言っていることは、途中経過のメモを作るか作らないかについての合意だつていうことを言っているんだつてのがあるんじゃないかと思うんですけども。

会長 だけど先生。4ページの一番下のところからあるんですが、異議申立て理由というのが向こうから文書で出てきているわけですよ。これを見ている限りでは、実際は5ページの最初の「木更津市情報公開条例第7条では」というパラグラフですけども、『「事務折衝」は団体交渉の「事前協議」であり、その場における双方の発言や主張について正式に記録する性格のものではなく「事務折衝」での双方の具体的な発言内容は原則的に非公開であると労使双方で認識していると、理解しているもの』であるということなので、非公式記録が作られるであろうことは労使双方とも認めているんじゃないですか。メモそのものをお互いにとっているわけですから。

白石 それから陳述の途中でも、双方メモを取りますよね、という話で、「はい。」という。

会長 そちらもメモを作っているんですよ。

山田 ただ、メモが公式な文書なのか、個人のメモなのかで、また若干話が……。

会長 行政側が作るのですから、個人のメモてのは基本的にありえない。まして、これは決裁、供覧しちゃっている。

山田 そこまでいっちゃってれば、決裁しないという前提で作っているという。

会長 私はそうは考えなかったんですけど。

成瀬 英米法的ですと、民間の会社員でも業務時間においては全て私的なものではない、という扱いですから全て証拠提出するんですよ。机の中に入っている個人のメモだって……。日本の訴訟ではそこへんは実務的

にはどうなっているんですかね。

白石 なかなか、日本の訴訟だと文書提出命令というのは……。特定と所在を提出命令を掛ける側に責任を負わせちゃっている。

成瀬 こういうこの正式なというのは微妙ですよ。

会長 しかもですね。異議申立人の方が市当局が一方的に作成した労使協定文書そのものを認めているわけですよ。文書の存在ですよ。そして、その文書が公開されることが公平性に欠けるという言い方なものですから。文書の存在そのものは動かないんじゃないかと。文書を作ったこと自体を非難しているわけじゃないんじゃないか。

そこで、審査会としては当該文書というものをめぐって公開・非公開というのが争われているわけですから、文書の存在そのものがおかしいということをおかしいわけで、後になりますけれども付帯意見をつけるかどうかいうところで、そもそもそういう文書そのものが作られること自体が労使の信頼関係を損なうという可能性があるんじゃないか、ということ意見を付けておきましょうかねということに繋がっていったんですが。

成瀬 私、前回出られなかったものですが、今回の対象は文書ですけど、例えばテープレコーダーというものであれ、いわゆる何らかの媒体、ノートであれ、何であれ記録されることをしないという約束ではなくて、正式なというのは、これは双方合意した文書が……。要は発言内容は何であれ原則非公開と認識しているというのを。認識しているのは、非公開という認識であり、非公開という合意であれ、契約書であれ、情報公開制度の趣旨からいけば、それだけではだめだと。中身次第だと。

白石 そもそも論はもう書いたわけですよ。さっきね。本来、こういう合意そのものだけでは拘束できないよと、そもそも論でのせちゃったわけですから。例えば、文書不作成の合意であろうと非公開の合意であろうとっていうふうに言えるのであれば、いずれも認められないという形にしちゃえば、いいですよ。

会長 情報公開というのは公文書でない公開請求ですから、基本的には、それがどんどん広まってね。メモから何からメモリーからみんな入るんだという情報概念をものすごい広げたとしても、記録を取ってはいけないという合意をすることが許されるのかどうかというのは、あるものをどうするのかという議論とは別ですから。その付帯意見にこだわるわけではございませんけれども。そのないのにしようという合意については許されるのかもしれないけれども、あるものを不開示にするということは原則論のほうにしか戻らないと。

成瀬 テープとかいわゆる公文書かどうかということは難しい。

会長 そうですね。先ほど、成瀬先生のご指摘のとおり、メモってというのは違うんだという傾向があるわけですよ。

会長 やはり正式に残ったものがあるという話になると正式文書ができるまでの間の間隙をぬった請求はどうかと言われるとね。なかなか苦しいものがあるんですが、やはり、あってはならないものなんじゃないんですか。

成瀬 リスクマネジメント、文書作成技術の中でも、全く同じことをきちんと教えますね。

これもまた正しいやり方なんですかね、社内的には。

山田 さっき言ったところなんですけれども、10ページの(ア)のところですね。『異議申立人は、異議申立ての理由の中で「労使双方が非公開であると認識していると理解しているものであり、」の非公開は、文書のことをいっているのですか、事前協議のことをいっているのですか。

会長 争われているのは情報ですから、実施機関は開示しようという情報について非開示というふうに合意をしていると受け止めています。

山田 もう一つ、事前協議のことなんだとすると、今言ったこととずれちゃうのかなと気がするんですけども。文書を公開するかどうかということじゃなくて、事前協議自体が非公開なんだから、その内容をどういう形であれ公開させちゃ困るというんだとすると。

会長 それは、例えばですね。この審査会は非公開ですよ。この場に来ていただくのは困ります。ただし、答申でこういうことを詳細に説明して、それは公開されるわけです。この審査会も記録には残るわけですよ。その記録を今度は、情報公開条例で公開できるかできないかというのは次の別な判断であって、利害関係はみんななくなったというときにいっせいに公開するというか、当然ありうるわけですね。ですから、今、公開され

ては困るという話であれば、本来、具体的な不利益というのを主張すべきだと。

山田 組合の異議に対して答えるんだとすると、労使双方が非公開であると認識しているのが事前協議なんだとすると、本来、非公開として認識していたのはいいと。ところが、公文書が作られてしまった以上、それを公開するのはしようがないんで、文書が作られなかったんだったら非公開となるんだろうけれども、作られちゃったんだから、非公開にすることはできないんで、結果的に事前協議の内容が公開になるのは仕方ないというのは……。

会長 お言葉ではございますが、5ページのところをもう一度ご覧いただきたい。10行目の右側に平成19年8月という行、その次の行のところの右側のところに、事務折衝、これは文書を特定してますね。特定の文書なんですよ、これ。

2ページでいえば、数字が並んでいて、その下に〈開示により支障を生じる理由〉というのがございますね。「事務折衝記録」「団体交渉記録」における「組合」のこの要旨部分が開示によって支障を生じると組合側は、言っていっちゃる。多分、5ページ目のところの「事務折衝」は事務折衝記録だと思うんですよね。これは、『団体交渉の「事前協議」であり、その場における双方の発言や主張について正式に記録』なんです。文書なんです。事務折衝そのものを公開するかしないかということであって、その記録というものについて相互の具体的な発言内容を原則として非公開であるというふうに労使双方で認識している。そうしますと今度は具体的な発言内容というものを例えばAならAという組合側の代表者がかぎ括弧付で組合側がこう言ったとAさんがこう言った、Bさんがこう言った。それに対して市の方がこういうことでは例えば課長がこう言った、部長がこう言ったということが具体的に示されているということであれば、まだここでのですね、組合からの主張というものに該当しないでもないなというふうに思うんですが。ただ、本来の当該文書にはそういうことはないんです。大雑把に話の流れが書いてあるだけなんです。

白石 いずれにしても、審議の対象が事前交渉を公開にするのか非公開にするのかということを引きちんとするだけではなくて、その結果できあがったことに異議がありますかという質問を投げかけた事実の中の公開をするのかしないのかということ議論しているわけですから、遡りすぎて事務折衝自体を公開するのかわからないのかという議論はいらんなんです。

山田 そうじゃなくて、異議に答えるということで、今の5ページの中ほどのところにもあるんですけども、本来事務折衝なんかは、文書化する、あるいは記録化するものではなかったものを作ってしまったわけだから、記録化しないということは公開しないという意味なわけだから、作ってしまったものも公開しないでほしいという意味なんだろうと思うんです。だとすると、答えとすると、それはそれでわかるんだけど、作っちゃったんだから、公文書としてあるんだから、それはそれで公開かどうかを判断せざるをえないんだから、それは非公開の事由に当たらない以上は、公開しなければいけないだという解答が異議に対する解答じゃないかというふうに思ったんです。

会長 では、これでどうでしょう。あの今の10ページのところをもう一度ご覧いただきたい。(ア)の2行目からです。「ているものであり、今回の決定によってそうした労使双方の信頼関係が損なわれるものである。」と主張するが、現に実施機関が作成し保有する文書について、条例上開示すべき文書についての不開示とする合意というものは許されず、仮に合意をしたとしても情報公開請求権者を拘束するものではない」。これでよろしいですか。

委員 はい。

成瀬 そうすると、その後すごくあっさりいけちゃうような。「よって」って結論に行けそう。それじゃ、あまりにも身も蓋もないような。

白石 本当はそこで、「よって」に行っちゃってもおかしくないでしょうから。あと、どう文書を繋ぐかということだ。

会長 その下の労使双方の合意ってことを言っているところを削っちゃいますか、それとも、一応、何らかの接続詞でつけておきますか。

成瀬 これは多分、清水先生がお考えになったその次にある意見というのに、今後も仲良くきちんと円満にやりなさいよというための色々な複線はあってあるだろうと思うんで。

白石 だから、ばっさり削るんじゃなくて何か、その繋ぎ言葉、「仮に」にみたいな。

山田 公開しないことについて実施機関が否定しているということについて、記憶だとですね。一番最初、この和解協定、これがありますよという、これが出て来ないうちに説明した方の言葉だと、途中経過は記録に残さないと。記録に残したなら日程だとか何とかそういった形式的なことにすぎないんだと。というふうに、そういった合意がありましたと。そこで、その担当者はそういう説明をしたんですよね。だとすると、それは要するに記録に残さないわけだから、公開しないって合意があったというふうに理解されてもしょうがないような解答だったような気がするんですよ。正式に公開しないという合意があったかなかったかということであれば、確かになかったのかもしれませんが、暗黙の了解として、なんかそういった合意があったように、その一番最初の市の側の担当者の説明者の言葉を聞いてしまったんですよね。だから、市の側が実施機関が否定しているこの言葉がちょっと何か違和感があったんですよ。

会長 それっていうのは、そういう合意がありましたかと聞けばないということなんですよ。

山田 もし、そんな双方の認識があったんだとすると、実施機関が否定できると真っ向から言っちゃうと、それこそ後での労使の円満な関係、もしかしたら傷が入るのではないかなと。

会長 訂正で申し訳ございませんけれども、10ページのところで、先ほどのところですね。「主張するが」というこの文書全部そのまま生かしまして、労使双方が非公開とするような合意の存在を認めることができない、私どもがですね、私ども審査会としては認めることができない、できないばかりか、現に実施機関がその作成し保有する文書については、条例上開示すべき文書についての不開示とする合意というものはもともと許されず、仮に合意をしたとしても情報公開請求権者を拘束するものではない、という文書をこの後ろに付けるということではいかがでしょうか。よろしいですか。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。

会長 で、10ページの一番最後の(3)その今、もうお話をいただきました、付帯意見をつけるかというところ。これは、山田先生ご指摘のとおり、一体その何を非公開にしたのか。仮に合意があったとして何が合意の中身だったのかというのは、実は余り、当事者の主張をみても明確ではない。で、そうしますと、本来、信頼関係を損なわれるかもしれないという、あるいは信頼関係を損なうおそれがあるというものは、まさに最初の文書の作り方、あるいはそのどういう協議をどういう形で進めていくかということについてのいわば在り方ですね。そういうことについての精査・検討というものが必要なのではないのか。ということなんですが、事務局、要約していただければ。

事務局 当審査会の結論は以上のとおりであるが、次のとおり意見を申し述べる。まず、現業職員の団体交渉権は、情報の開示により当該権利行使が阻害されるようなことがあってはならないことは言うまでもない。異議申立人は、「事務折衝」での双方の具体的な発言内容は原則的に非公開であると労使双方で認識していると、理解しているものである旨主張しており、本件異議申立ては、実施機関と異議申立人との認識の違い等もその理由の一つであるとも考えられる。そういった前提で、労使の関係は、信頼関係が重要であることは言うまでもなく開示によって、双方の信頼関係が損ねられることのないようにすることも必要である。したがって、本件にあっては情報を開示することが相当との結論であるが、本件開示によって条例上、今後すべての交渉記録が開示されるべきものとなるものではないことは言うまでもなく、労使双方により、交渉記録の正確性を担保するため相互に確認をすとか、当然、今後もこのような労使に係わる開示請求があった場合には、実施機関は組合に対して意見を求めるなどの措置を講ずることにより、円滑な労使関係が保たれることを希望するものである。

会長 このままでなくても結構ですけども。こういうものを付けるということについての是非を含めましてご意見をいただけたら。

組合側の方の意見で一方向的に作成された文書だからというふうになってますのでね、そこに仮に内容的な不都合なところがあって、だから拒むという趣旨であれば、十分きちんとお互いに文書を作ってお互いにきちんと確認を取った上で文書を残すという。そうすると組合側も実施機関側も共通した文書に基づいてさらに認識をされていくという形にしていいただければ、こういう争いも一つはなくなるのではないかな。もう一点は、実施

機関側の組合側も同じことですけれども、こういう交渉文書は全部出るんだと言っているわけではございません。今回も個人情報とかそういうところは不開示になっているものもございまして、具体的に例えば組合の執行上、事務運営上、支障があるとか、あるいは具体的にこういう信頼関係が損なわれるという立証をしていただければですね。不開示になる、不開示になり得ることは決して条例では否定していることではございませんので。きちんと認識してやってね、包括的には考えないでね、と言っているという部分と二つある。

山田 これは付ける方向でいいと思いますし、この内容でいいと思います。

会長 蛇足とっては蛇足なのですが。

白石 付けるべきだと思います。

成瀬 思いが色々入っている。心の問題って大切ですよ。

会長 それでは、後、その語句の言葉じりなど、私のほうで精査させていただきまして、特に改めてというのは、その類はご一任いただけるということで。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。では、事務局のほうからは何か、今の中身について何かありますか。

事務局 特にございません。

会長 それでは、答申内容を確定させていただきたいと思います。この件につきましては今回で終了ということに。

それでは事務局からその他に何かございますか。

事務局 特にございません。

会長 それでは、以上で本日の審査会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でございました。ありがとうございました。

以 上

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年4月23日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長

木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員